

静岡県清水市民活動センター指定管理者選定

公開プロポーザル審査会の手引き

《趣旨》

この手引きは、「静岡県清水市民活動センター指定管理者選定 公開プロポーザル審査会」に参加する提案団体向けに、参加の手順や注意事項などを定めるものです。

《日時》

- と き：平成 18 年 7 月 29 日（土） 9:30-10:50
- ところ：清水区役所 8ABC 会議室（公開プレゼン）、91 会議室（審査委員会）
※庁舎建物へは、海側の通用口からお入りください。

《進め方》

- 集合時刻 9:30 ※開始予定時刻の 5 分前までに受付がない場合は失格となります。

■ プレゼンテーションの時間

時間	内容
9:30	開場
10:00-10:10	開会、趣旨説明
10:10-10:30	発表：特定非営利活動法人（申請中）清水ネット
10:30-10:50	質疑応答
10:50-12:00	審査：審査委員会（別室）

※ 時間は予定です。審査状況などで変わる可能性があります。

※ 「残り 5 分前」「残り 1 分前」「終了」を合図しますので、時間厳守をお願いします。

《審査結果》

当日の発表はありません。8 月 7 日（月）に開催する「指定管理者選定委員会」での審査の後、内定者を発表します。内定者は、指定管理者候補として 9 月議会へ上程され、議会の議決後に正式に決定することになります。

《注意事項》

- ・ 市民生活課でご用意するプレゼン用機材：ビデオプロジェクト（パソコン接続可）/スクリーン / コードリール / 差し棒 / ホワイトボード
- ・ 上記以外の機材を使用する場合は各自で用意してください。
- ・ 市民生活課では、応募いただいた「公開用資料」を会場の来場者に配布します。別途資料配布を希望する場合は 50 部をご用意ください。
- ・ 会場内ではお静かにお願いします。

静岡市清水市民活動センター指定管理者審査委員会について

H18.7.29 市民生活課

■ 審査の経緯

- 第1回審査委員会 (5/15) : 審査方法などについての協議
- 第2回審査委員会 (7/25) : 提出された企画提案書の読み込みおよび意見交換
- 第3回審査委員会 (7/29) : 本審査

■ 審査の視点

以下の視点ごとに各委員が採点の後、委員全員の合計得点を参考にして委託先を選定します。

- (1) 事業計画が施設の設置目的を達成するのにふさわしいものであること。
市民活動の発展について優れた将来的展望を持っているか。／施設の設置目的を踏まえた運営方針が明確に示されているか。
- (2) 事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。
市民活動に関する情報の収集及び提供に関する事業計画は適切か。／市民活動に関する相談に関する事業計画は適切か。／市民活動に関する講座等の実施に関する事業計画は適切か。／市民活動を行うもの相互の間及び市民活動を行うものと関係機関、団体等との間の連携及び交流の促進に関する実績、方針は適切か。／事務スペース利用団体のマネジメント、活動等の支援に関する事業計画は適切か。／施設の利用促進のための工夫やPR計画は適切か。／経費節減のための努力や工夫がなされているか。
- (3) 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。
管理に必要な人材の適切な配置が見込めるか。／スタッフの指導育成、研修計画等が整備されているか。／類似施設等の管理運営実績は適切か。
- (4) 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。
経理について適切な処理能力を有しているか。

■ 委員メンバー

役職	氏名	所属	備考
委員長	河井 孝仁	東海大学文学部広報メディア学科助教授	市民活動推進協議会委員
	大和田清隆	浜松まちづくりセンター部長	
	北原 徹	静岡市市民生活部市民生活課長	